

議案第 26 号

調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

関係省令の一部改正に伴い，介護予防認知症対応型通所介護の関係者で構成する協議会の設置に関する基準を定めるとともに，所要の改正及び規定の整備を行うため，提案するものであります。

調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年調布市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第19項」を「第20項」に改め，同条第2項中「第24項」を「第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし，第1項を第3項とし，同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては，利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員，介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね6月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を作成するとともに，当該記録を公表しなければな

らない。

第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第49条中「召集」を「招集」に改める。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条」を「次条において準用する第39条」に改める。

第65条中「、第37条（第4項を除く。）及び第38条」を「及び第37条（第4項を除く。）から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条」を「第39条」に改める。

第86条中「第56条、第59条、第61条及び第62条」を「第39条、第56条、第59条及び第61条」に、「第56条中」を「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中」に改め、「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附則に次の1項を加える。

(通所介護事業者に関する特例措置)

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において、通所介護事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者をいう。）が平成28年3月31日以前に厚生労働省令で定める別段の申出を行ったうえで第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始するときは、第48条第1項の規定にかかわらず、宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。